

次の対象区域において，建築基準法第86条の2第1項の規定に基づく認定をいたしましたので，同条第6項の規定に基づき公告します。

その関係図書は，京都市都市計画局建築指導部建築指導課において，一般の縦覧に供します。

平成25年2月12日

京都市長 門川 大作

1 認定事項

認定番号	認定年月日	対象区域
11-007	平成25年 2月5日	京都市下京区下之町3番地7，3番地9， 3番地10，3番地14，3番地21，3 番地27，9番地2，10番地2，13番 地2，14番地2，15番地，15番地2 から15番地6まで，15番地8から15 番地25まで，15番地27，15番地2 8，16番地，16番地1から16番地3 まで，17番地1から17番地11まで， 18番地1から18番地3まで，19番地 2，20番地1から20番地4まで，20 番地6から20番地15まで，21番地1 から21番地8まで，32番地，33番地， 56番地，56番地1，56番地2，57 番地1，58番地12から58番地14ま で，58番地22から58番地25まで， 60番地，62番地，63番地，64番地， 64番地1，67番地，70番地及び71 番地並びに同区西之町9番地，9番地3， 9番地7，11番地2から11番地4まで， 11番地6，12番地2，13番地，13

	番地 1 , 1 3 番地 2 , 1 4 番地 , 1 5 番地 , 1 6 番地 , 1 6 番地 1 , 1 6 番地 2 , 1 7 番地 , 1 7 番地 1 , 1 8 番地 , 1 8 番地 1 , 1 9 番地 1 から 1 9 番地 3 まで , 2 0 番地 , 2 0 番地 1 , 2 2 番地 1 , 2 3 番地 , 2 3 番地 1 , 2 3 番地 2 , 2 4 番地 , 2 4 番地 1 から 2 4 番地 1 1 まで , 2 5 番地 , 2 5 番地 1 から 2 5 番地 4 まで , 2 8 番地 1 , 2 8 番地 2 及び 2 9 番地 1
--	--

2 縦覧期間

京都市の休日を定める条例第 1 条に定める本市の休日を除く日の午前 8 時 45 分から午後 5 時 30 分まで(ただし, 正午から午後 1 時までを除く。)

(都市計画局建築指導部建築指導課)